自然保育活動フィールド等整備事業実施要領

第１　趣旨

この要領は、自然保育活動フィールド等整備事業補助金交付要綱（平成 30 年７月３日付け 30 次サ第 95 号県民文化部長通知。以下「要綱」という。）第 10 の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

第２　事業の実施基準

１　実施主体

本事業の実施主体は、信州型自然保育認定制度実施要綱第７の認定を受けた保育所、幼稚園、認定こども園、認可外保育施設（以下「認定園」という。）の設置主体である地方公共団体、法人及び民間団体等とする。

なお、認定園が、事業の実施途中に認定の返上、取消し又は認定期間満了後に再申請を行わない等の理由により認定園でなくなった場合は、本事業の対象外となること。

２　事業内容

要綱第２に規定する補助対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）の内容は、次の表のとおりとし、当該年度の２月末日までに事業が完了するものとする。

区　分	事業内容
１　自然保育活動フィールド整備事業	森林整備（林間整備、下刈り、枝打ち、除伐、間伐、つる切り、危険木除去、倒木・折損木処理、植栽、森林維持・回復のための樹木への薬剤投与等）及び森林整備の事業費を超えない範囲で森林整備と一体となって行う土留め、チップ敷き、歩道整備、土壌改良等
２　自然保育活動フィールドにおける付帯施設整備事業	トイレの設置、落雷・豪雨等から避難するための東屋の設置、水場の設置、転落防止柵の設置等及び区分１で整備する以外の土留め、チップ敷き、歩道整備、土壌改良等 なお、対象となる付帯施設は、子どもが自然保育活動において直接使用するもの、又は安全性確保に資するものに限る。

３　自然保育活動フィールドの条件

本事業により整備を行う自然保育活動フィールドの条件は、以下のとおりとする。

(1) 認定園が自然保育活動に現に使用している又はこれから使用しようとするフィールドであること。

(2) 自然保育活動フィールドの土地の所有形態は、自己所有又は貸借のいずれでもよいこと。ただし、貸借の場合は土地の所有者が明らかであり、所有者から当該整備に係る承諾を得ていること。また、所有者から、本事業実施後５年以上自然保育の活動フィールドとして貸し付けることの承諾を得ていること。

(3) 自然保育活動フィールドの土地については、登記上の地目の指定はないこと。ただし、外形的に森林（木竹が集団して生育している土地）と判断できるものであること。

４　採択基準

補助対象事業の採択に当たっては、次の点を考慮し決定するものとする。

⑴ 保育の安全性の観点から、必要性、緊急性が高い整備であること。

⑵ 本事業が長野県森林づくり県民税を活用した事業であることに鑑み、森林の利活用の度合いが高い整備であること。

⑶ 自然保育活動における利用頻度が高い整備であること。

第３　事業の実施

１　事業計画書の提出等

⑴ 補助金の交付を受けようとする者は、要綱第３の規定による申請書の提出に先立ち、別に定める日までに、自然保育活動フィールド等整備事業計画書（様式第１号）を作成し、次に掲げる書類を添付の上、知事に提出しなければならない。

ア　整備箇所が分かる位置図、写真等

イ　事業内容が確認できる設計図、平面図、仕様書等

ウ　事業費が確認できる見積書等

エ　整備を行う土地の所有者が確認できる登記簿等

オ　整備を行う土地を貸借している場合は、当該土地に関する次に掲げる書類

(ｱ) 整備を行うことについての所有者の承諾書

(ｲ) 自然保育の活動フィールドとして長期間貸借をしていることが分かる書類

カ　その他知事が特に必要と認める書類

⑵ 知事は、前号の書類の提出があった場合は、申請内容を審査の上補助対象事業を決定し、補助金交付の内示を行うものとする。

２　事前着手

⑴ 補助対象事業は、補助金の交付決定前に着手することはできない。ただし、第３第１項第２号の内示後であって、事業の性質上知事がやむを得ない事由があると認めた場合は、この限りでない。

⑵ 補助金の交付を受けようとする者は、前号ただし書きに該当する場合には、自然保育活動フィールド等整備事業事前着手届（様式第２号）を知事に提出するものとする。

３　交付申請

要綱第３に規定する自然保育活動フィールド等整備事業補助金交付申請書は、様式第３号によるものとする。

４　変更承認申請等

⑴ 要綱第５に規定する書類は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める様式によるものとする。

ア　自然保育活動フィールド等整備事業内容変更承認申請（届出）書　様式第４号

イ　自然保育活動フィールド等整備事業中止（廃止）承認申請書　様式第５号

ウ　自然保育活動フィールド等整備事業期間延長承認申請書　様式第６号

⑵ 要綱第６に規定する自然保育活動フィールド等整備事業補助金交付申請取下書は、様式第７号によるものとする。

5　実績報告

(1) 要綱第７に規定する自然保育活動フィールド等整備事業実績報告書は、様式第８号によるものとする。

(2) 前号の書類には、次に掲げる書類を添付するものとする。

ア　整備した箇所が分かる位置図、写真等

イ　契約書等

ウ　代金支払が確認できる支出証拠書類（領収書等）の写し

エ　その他知事が特に必要と認める書類

6　確認調査

知事は、補助事業者から次に掲げる書類の提出があったときは、速やかに調査を行うものとする。

(1) 要綱第７に規定する実績報告書

(2) 要綱第８に規定する補助金の概算払請求書

7　交付請求

要綱第８に規定する自然保育活動フィールド等整備事業補助金交付（概算払）請求書は、様式第９号によるものとする。

8　施設等の表示

実施主体は、本事業により整備した箇所については、見やすい場所に事業実施年度及び「長野県森林づくり県民税」を活用していることを表示するものとする。

9　財産処分

要綱第９に規定する自然保育活動フィールド等整備事業補助金財産処分承認申請書は、様式第 10 号によるものとする。

附　則

この要領は、平成 30 年７月３日から施行する。

この要領は、平成 31 年４月１日から施行する。

この要領は、令和８年４月１日から施行する。